


第 6724 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税

Q : 結婚や子育て資金の一括贈与を受けた場合に贈与税が非課税になる制度があるようですが、どのようなものなのですか？

A : 次のような内容のものです。

【解説】

父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度とは、平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に20歳以上50歳未満の者(受贈者)が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など、贈与者)から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合(結婚・子育て資金口座の開設等)には、信託受益権又は金銭の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税になるというものです。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額(結婚は300万円が限度)を控除した残額を贈与者から相続等により取得したこととされます。また、受贈者が50歳に達することなどにより契約が終了した場合において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は贈与があったこととされます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

